

鹿児島地方労働審議会 第1回 最低工賃専門部会資料

～家内労働対策について～

鹿児島労働局労働基準部賃金室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

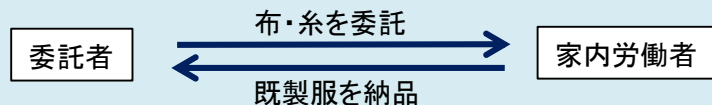
- 1 家内労働法の概要
- 2 家内労働対策の概要
- 3 家内労働の現状
- 4 最低工賃関係業務
- 5 その他

1 家内労働法の概要

家内労働法（昭和45年法律第60号）の概要

- 「家内労働」は、メーカーや問屋等から部品や原材料の提供を受けて、個人又は同居の親族と、物品の製造や加工を行うもの。

(例)



- 家内労働関係には使用従属関係はなく、家内労働者は労働基準法等の労働者ではない。

目的（第1条）

- 工賃の最低額、安全及び衛生その他の家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図る。

家内労働手帳の交付（第3条）

- 委託者は、家内労働者に対し、**家内労働手帳を交付**しなければならない。
- 家内労働手帳の記入事項は以下のとおり。
(委託時) 委託した業務の内容、工賃の単価、工賃の支払時期等
(物品受領時) 受領した物品の数量等
(工賃支払い時) 支払った工賃の額等

最低工賃の決定（第8条～第16条）

- 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、**一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるとき**は、労働政策審議会又は地方労働審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及び委託者に適用される最低工賃を決定することができる。
- 45都道府県で合計**97件**の最低工賃（令和4年3月1日現在）

安全及び衛生に関する措置（第17条、第18条）

- 委託者は、委託業務に関し、一定の機械、器具又は原材料等を家内労働者に**譲渡、貸与又は提供する場**合には、これらによる危害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。
- 家内労働者は、機械、器具又は原材料、ガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。
- 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、委託者又は家内労働者が必要な安全衛生措置を講じない場合には、委託の禁止、機械等の使用停止等の措置を執ることを命ずることができる。

2 家内労働対策の概要

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

家内労働対策の概要

- 家内労働は、我が国の製造業を下支えする重要な役割を担っている。
- 厚生労働省では、**家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図る**ため、家内労働法に基づき次の対策を推進している。

最低工賃の決定及び周知

- 工賃が低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、最低工賃を決定
- 最低工賃新設・改正計画（3年周期）**に基づき計画的に最低工賃を見直し
- 決定した最低工賃について、委託者、家内労働者及び関係団体等に対して周知徹底

家内労働手帳の交付の徹底 工賃支払の確保

- 委託者に対し、家内労働者への家内労働手帳の交付の監督指導等を実施
- 家内労働手帳の交付の徹底により、委託条件の明確化や工賃支払いを適正化



安全及び衛生の確保

- 危険有害業務に従事する家内労働者が多い地域を中心に、委託者及び家内労働者等に対して、危害を防止するために必要な措置等についての指導を実施（**家内労働安全衛生指導員**）
- 危険有害業務に従事する家内労働者の災害等の予防のため、委託事業として、災害防止対策好事例等の調査、セミナーの実施及びその好事例に関するハンドブックの作成・配布（本省委託事業）



そ の 他

- 業種別、類型別等の家内労働者数、委託者数等を把握する「**家内労働概況調査**」を毎年実施
- 委託者及び家内労働者の詳細な実態を把握、分析する「**家内労働等実態調査**」を3年ごとに実施



3 家内労働の現状



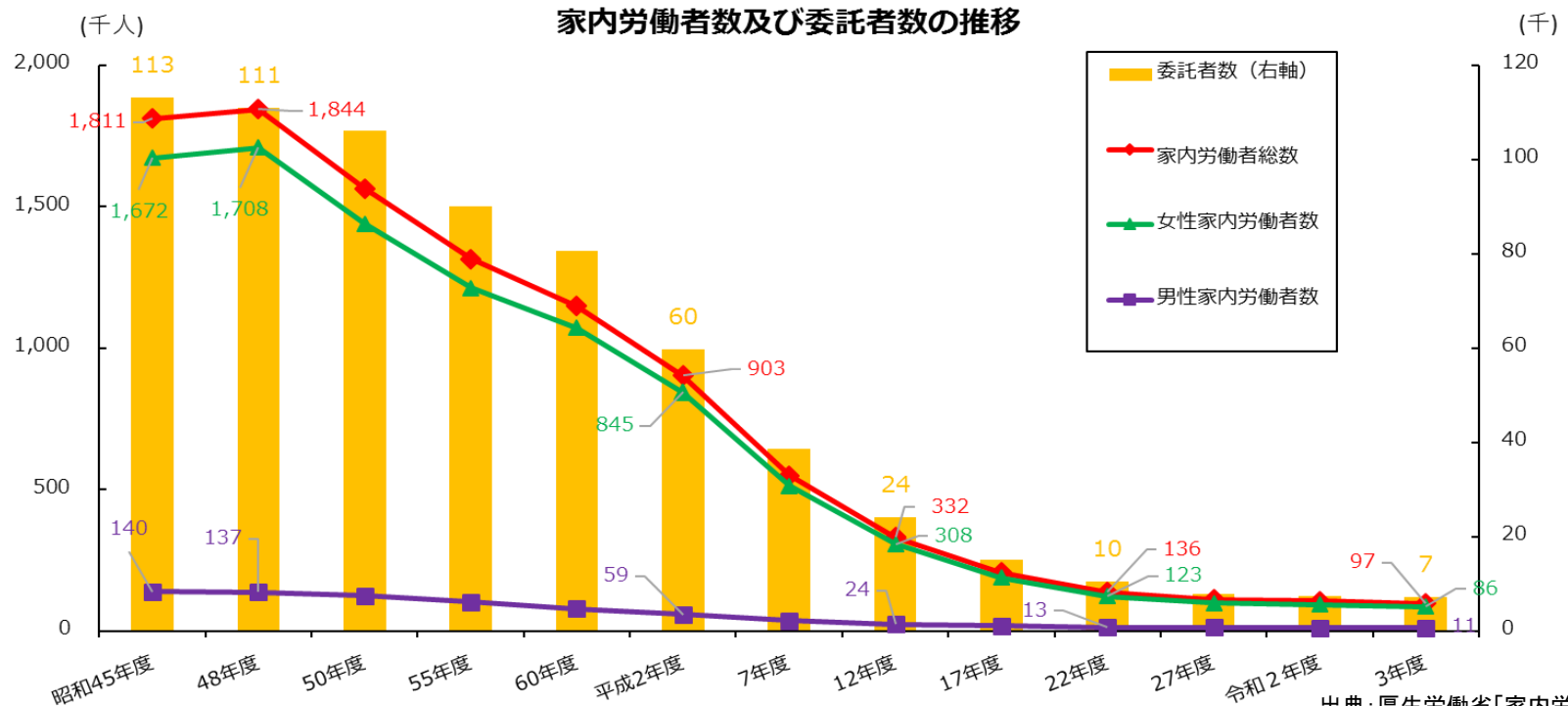
家内労働の現状

家内労働者

- 家内労働法が制定された昭和45年以降をみると、昭和48年の約184万人をピークとしてその後減少し、**令和3年度は約9万7千人**。
- 男女別にみると、**女性が全体の約9割**を占めている。
- **内職的家内労働者が全体の約94%**を占め、専門的在家内労働者は約5%。
- 業種別でみると、「その他（雑貨等）」を除くと、衣服の縫製、ニットの編立て等の「繊維工業」が最も多く、次いでコネクタ差し等の「電気機械器具製造業」となっている。

委託者

- 昭和45年の委託者数は約11万3千だったが、その後減少し、令和3年度は7,100。
- 業種別でみると、「繊維工業」が最も多く、「その他（雑貨等）」を除くと、次いで「電気機械器具製造業」が多い。



家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数及び委託者数の推移

区分	昭和45年度	48年度	50年度	55年度	60年度	平成2年度	7年度	12年度	17年度	22年度	27年度	令和2年度	3年度	
家内労働従事者数 (対前年度比率)	人 2,017,100	人 2,041,200 (0.2%)	人 1,725,700 (△ 5.9%)	人 1,415,500 (△ 1.9%)	人 1,223,200 (△ 3.2%)	人 951,800 (△ 6.0%)	人 576,701 (△ 12.3%)	人 347,084 (△ 9.2%)	人 216,625 (△ 4.4%)	人 141,131 (△ 7.1%)	人 114,655 (△ 2.1%)	人 108,539 (0.2%)	人 100,462 (△ 7.4%)	
家内労働者数 (対前年度比率)	1,811,200	1,844,400 (0.2%)	1,563,700 (△ 5.5%)	1,313,900 (△ 2.1%)	1,149,000 (△ 3.2%)	903,400 (△ 5.7%)	549,585 (△ 12.3%)	331,831 (△ 9.1%)	207,142 (△ 4.2%)	136,289 (△ 6.1%)	111,038 (△ 1.8%)	105,301 (0.2%)	97,122 (△ 7.8%)	
性別	男性	139,500 [7.7%]	136,600 [7.4%]	125,200 [8.0%]	101,900 [7.8%]	78,100 [6.8%]	58,500 [6.5%]	36,443 [6.6%]	23,888 [7.2%]	18,758 [9.1%]	13,191 [9.7%]	11,840 [10.7%]	11,220 [10.7%]	11,146 [11.5%]
	女性	1,671,700 [92.3%]	1,707,800 [92.6%]	1,438,500 [92.0%]	1,212,000 [92.2%]	1,070,900 [93.2%]	844,800 [93.5%]	513,142 [93.4%]	307,943 [92.8%]	188,384 [90.9%]	123,098 [90.3%]	99,198 [89.3%]	94,081 [89.3%]	85,976 [88.5%]
類型別	専業	171,000 [9.4%]	171,000 [9.3%]	134,800 [8.6%]	101,400 [7.7%]	76,200 [6.6%]	50,400 [5.6%]	31,848 [5.8%]	16,914 [5.1%]	10,813 [5.2%]	5,900 [4.3%]	5,343 [4.8%]	4,905 [4.7%]	4,512 [4.6%]
	内職	1,597,200 [88.2%]	1,633,600 [88.6%]	1,393,800 [89.1%]	1,189,500 [90.5%]	1,058,500 [92.1%]	843,500 [93.4%]	512,900 [93.3%]	311,835 [94.0%]	193,778 [93.6%]	129,577 [95.1%]	104,929 [94.5%]	99,244 [94.2%]	91,508 [94.2%]
	副業	43,000 [2.4%]	39,800 [2.2%]	35,100 [2.2%]	23,000 [1.8%]	14,300 [1.2%]	9,400 [1.0%]	4,837 [0.9%]	3,082 [0.9%]	2,551 [1.2%]	812 [0.6%]	766 [0.7%]	1,152 [1.1%]	1,102 [1.1%]
補助者数	205,900	196,800	162,000	101,600	74,200	48,400	27,116	15,253	9,483	4,842	3,617	3,238	3,340	
委託者数	113,100	110,900	106,100	90,100	80,600	59,800	38,538	24,116	15,010	10,447	7,760	7,500	7,139	

10万人を切った

女性が多い

内職が多い

注1: 「家内労働従事者数」は、「家内労働者数」と「補助者数」の合計をいう。

注2: []は、性及び類型別の構成比である。

注3: 昭和45年度から平成3年度までの数値は下2桁で四捨五入してあるため、内訳の数値を積み上げた数値は、合計の数値と一致しない場合がある。

都道府県別の家内労働者数及び委託者数(令和3年10月1日現在)

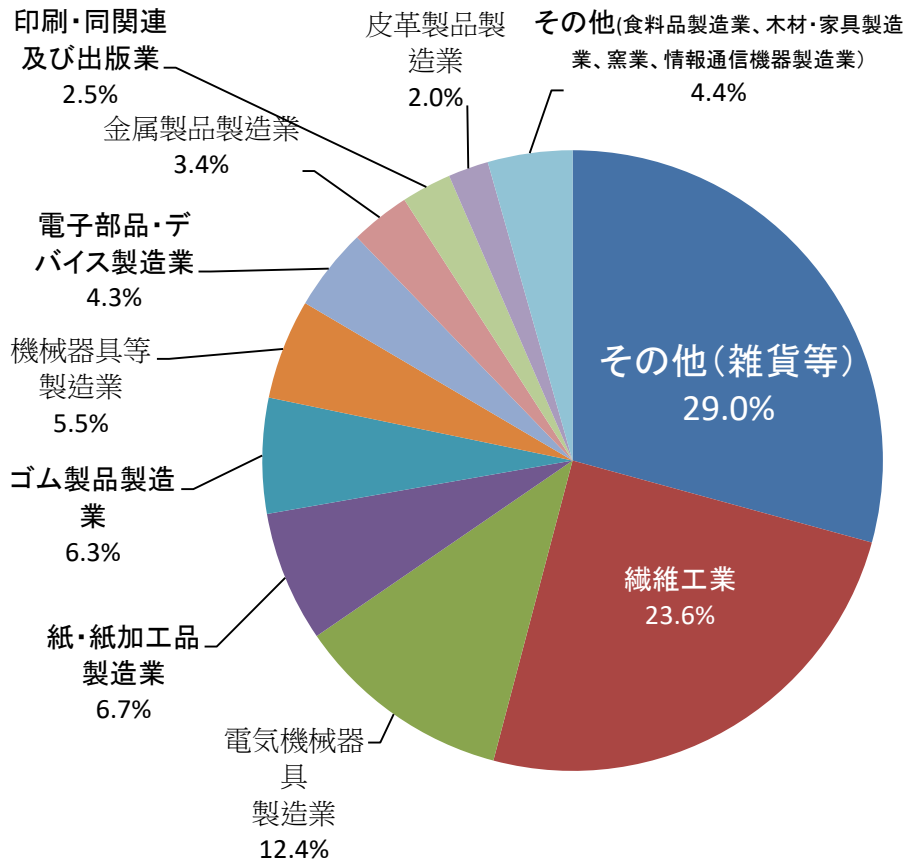
都道府県	家内労働者数	委託者数
北海道	964	84
青森県	881	68
岩手県	1,071	96
宮城県	1,009	101
秋田県	1,291	134
山形県	1,655	156
福島県	1,715	145
茨城県	1,858	149
栃木県	1,088	114
群馬県	3,263	203
埼玉県	4,550	378
千葉県	1,883	134
東京都	8,751	800
神奈川県	1,695	108
新潟県	2,598	220
富山県	1,120	120
石川県	1,717	148
福井県	1,841	175
山梨県	1,175	132
長野県	2,643	204
岐阜県	2,065	161
静岡県	6,126	292
愛知県	7,131	329
三重県	2,247	130

②

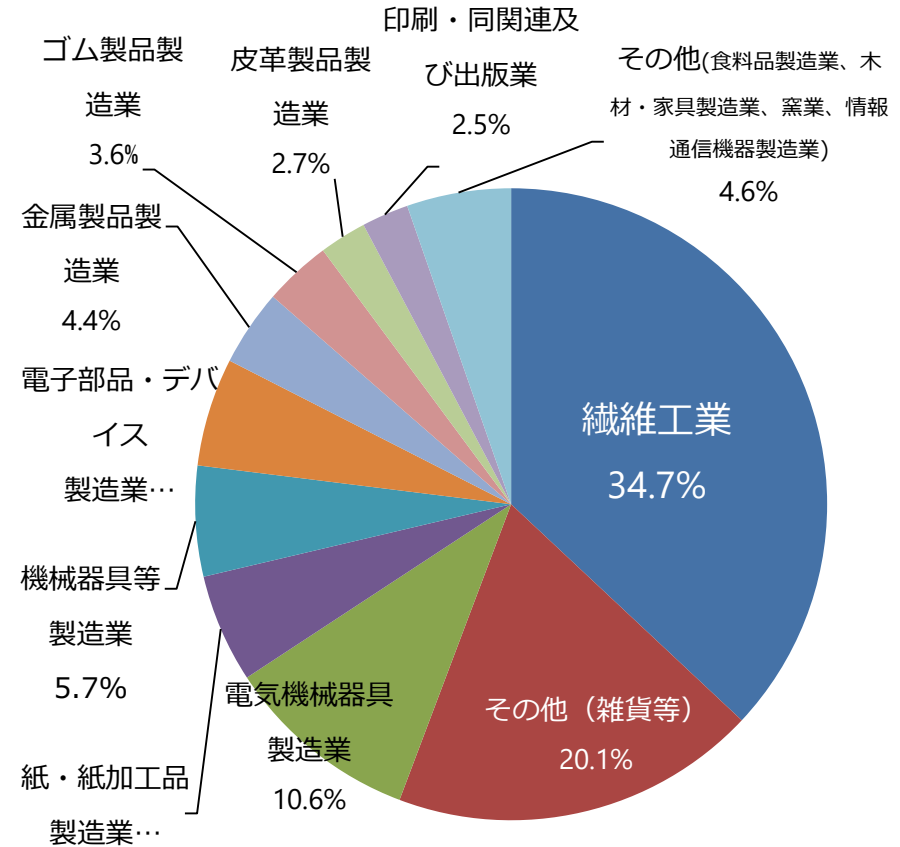
都道府県	家内労働者数	委託者数
滋賀県	2,951	167
京都府	2,196	196
大阪府	7,429	412
兵庫県	2,764	159
奈良県	2,123	156
和歌山県	484	33
鳥取県	942	99
島根県	780	99
岡山県	3,054	151
広島県	1,809	144
山口県	1,293	97
徳島県	631	46
香川県	1,133	97
愛媛県	2,266	168
高知県	631	39
福岡県	1,791	116
佐賀県	812	92
長崎県	214	34
熊本県	1,071	89
大分県	339	26
宮崎県	932	62
鹿児島県	769	48
沖縄県	371	28
全国	97,122	7,139

業種別の「家内労働者」及び「委託者」の割合

業種別家内労働者の割合



業種別委託者の割合



主な家内労働業務

業 種	主な家内労働業務
繊維工業	衣服の縫製、ニット編立て、撚糸製造、絹糸等による織布、ミシン縫製、裁縫、布団の綿入れ、タオルのヘム加工
その他(雑貨等)	貴金属製造、がん具花火製造、眼鏡枠加工・研磨・組立、釣針の糸結び・仕掛け、毛筆・画筆の穂首づくり、事務用品製造
電気機械器具製造業	コネクター差し、チューブ通し、キャップ通し、シールド線の端末加工、コンデンサーの検査、コイル巻き、ワイヤーハーネス組立
紙・紙加工品製造業	紙箱の組立、封筒糊付け、紙袋の張り・ひも付け、ショッピング袋の口芯入れ・ひも付け、ティッシュペーパーの詰合せ
ゴム製品製造業	ゴム製履物の部品貼合せ、ゴム製品のバリ取り
機械器具等製造業	自動車部品組立、航空機部品組立
電子部品・デバイス製造業	電子部品の組立・検査
金属製品製造業	洋食器研磨、作業工具研磨、刃物研磨、金属プレス加工、鍵部品加工、鋸の目立て
印刷・同関連及び出版業	製本、ワープロ入力、文字校正、チラシ袋詰め、加除式追録の編集
食料品製造業	貝の加工、昆布巻き、食品の袋詰め・シール貼り
皮革製品製造業	革靴の製甲・底付け、革手袋の火のし、鞆の糊付け加工
窯業・土石製品製造業	陶磁器の生地製造・上絵付け・焼成・転写貼り・鑄込み
情報通信機械器具製造業	携帯電話部品の組立・検査・包装、ケーブル端末加工、カーナビ組立
木材・木製品、家具・装備品製造業	塗箸加工、仏壇加工、桜皮の張付け・加工、額縁製造、ブラインド組立

4 最低工賃関係業務

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

最低工賃決定の仕組み

最低工賃は、

- 厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、
- 一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、
- 審議会の意見を尊重して決定

(家内労働法第8条第1項)

最低工賃の額は、

- 最低工賃を決定しようとする地域内において、
- 同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して
- 物品の一定単位毎に決定

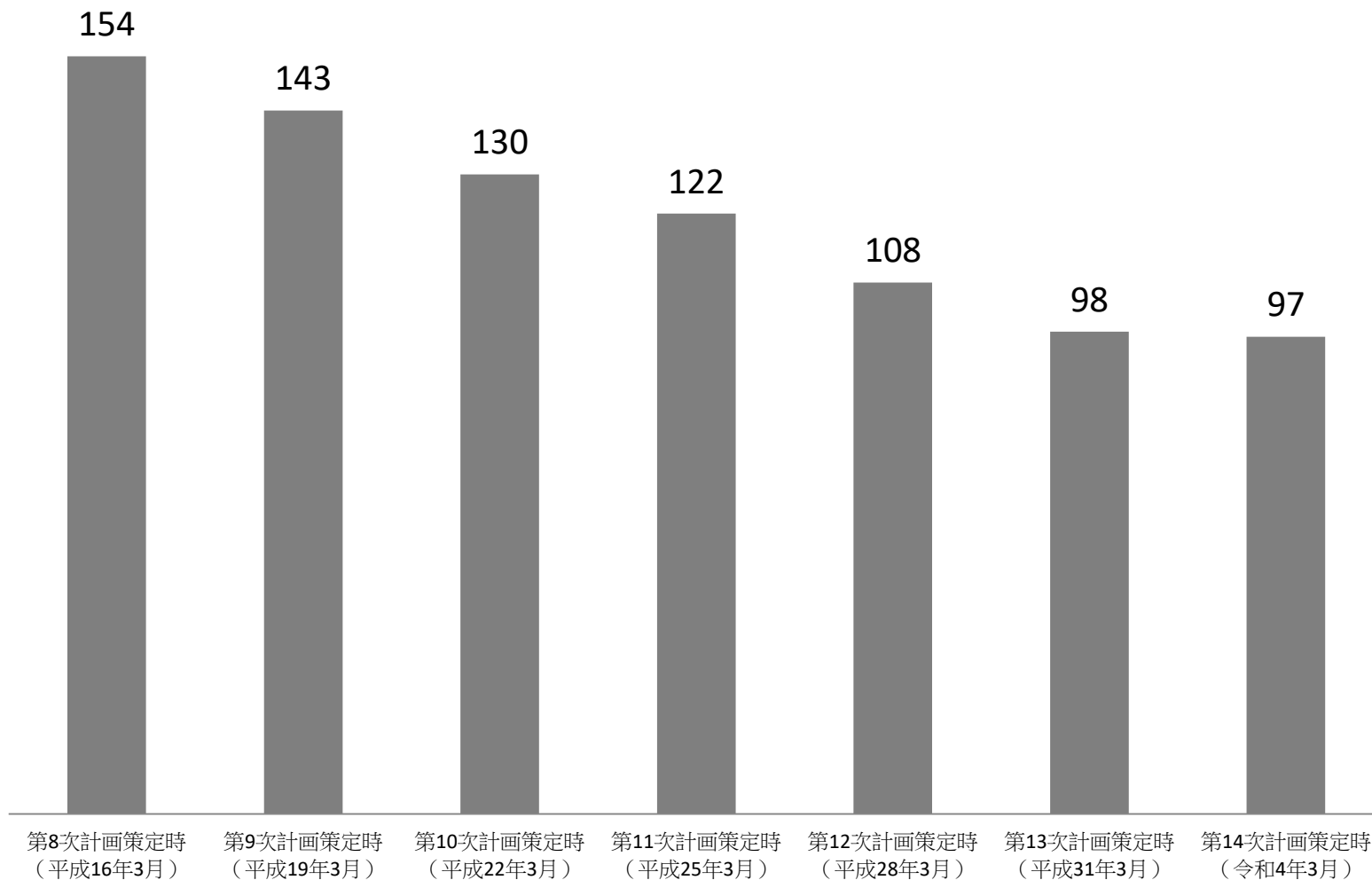
(家内労働法第13条第1項、第2項)

諮問から効力発生までの流れ（概要図）

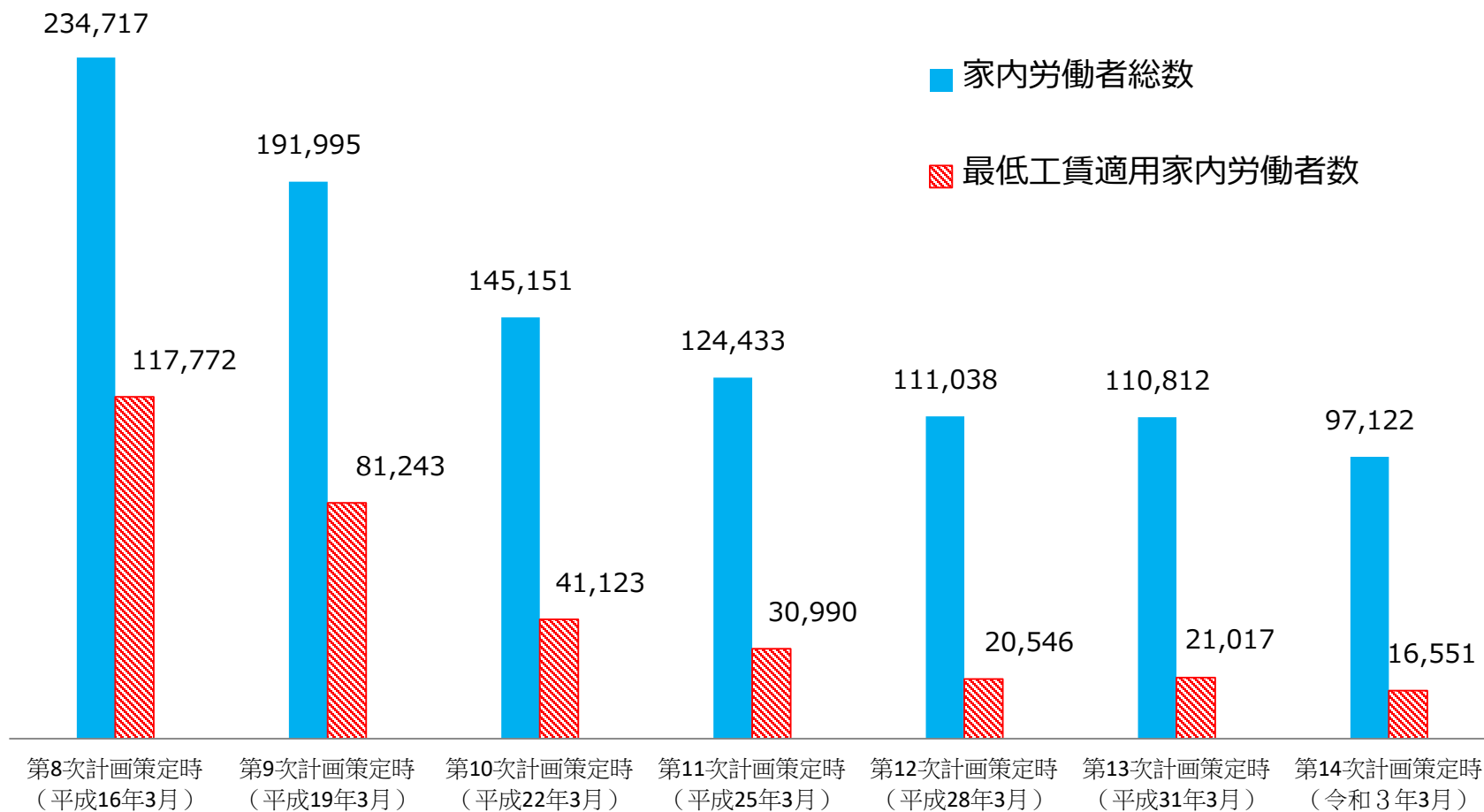


※厚生労働大臣は、二以上の都道府県労働局の管轄区域に渡る事案及び一の都道府県労働局の係る区域のみに渡る事案であって全国的に関連があると認めて指定するものについて最低工賃の決定等を行う。

最低工賃決定件数の推移



「家内労働者数」及び「最低工賃適用家内労働者数」の推移



第14次最低工賃新設・改正計画実施方針

(令和4年3月18日付け雇均発0318第2号)

1 最低工賃の改正について

(1) 計画的な改正

最低工賃については、実効性の確保を図るため、必ず本計画に従い、原則として3年をめぐりに実態を把握し、見直しを行うこと。見直しに当たっては、原則として、改正の実現を目標とすること。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。最低工賃を改正した場合には、委託者はもとより、工賃に影響を及ぼしている親事業者、関係団体等に対しても、最低工賃が遵守されるよう、その内容を適切に周知徹底すること。その際、管内の委託者や家内労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体の広報誌やホームページへの掲載等の協力依頼も検討すること。

(2) 実態調査

実態調査については、適用家内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認を行うこと。また、最低賃金との均衡の考慮に当たっては、実態に即して最低工賃額の8時間換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率との比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握ができるものとする。

(3) 改正諮問の見送り

本計画に従った改正について、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った結果、委託者の業種における景況、受注量の減少のため最低工賃の改定が困難等により、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃についての改正諮問の見送りを行うこと。

2 最低工賃の新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

- (1) 関係団体から、新設の要請がなされているもの
- (2) 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
- (3) 他地域との関連性が強いもの

3 最低工賃の統合又は廃止の検討について

最低工賃が設定されている適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合を含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

審議結果一覧

1. 新設

新たに最低工賃を設立するもの。

2. 改正

諮問した結果、最低工賃改正の答申がなされたもの。

3. 廃止

諮問した結果、最低工賃廃止の答申がなされたもの。

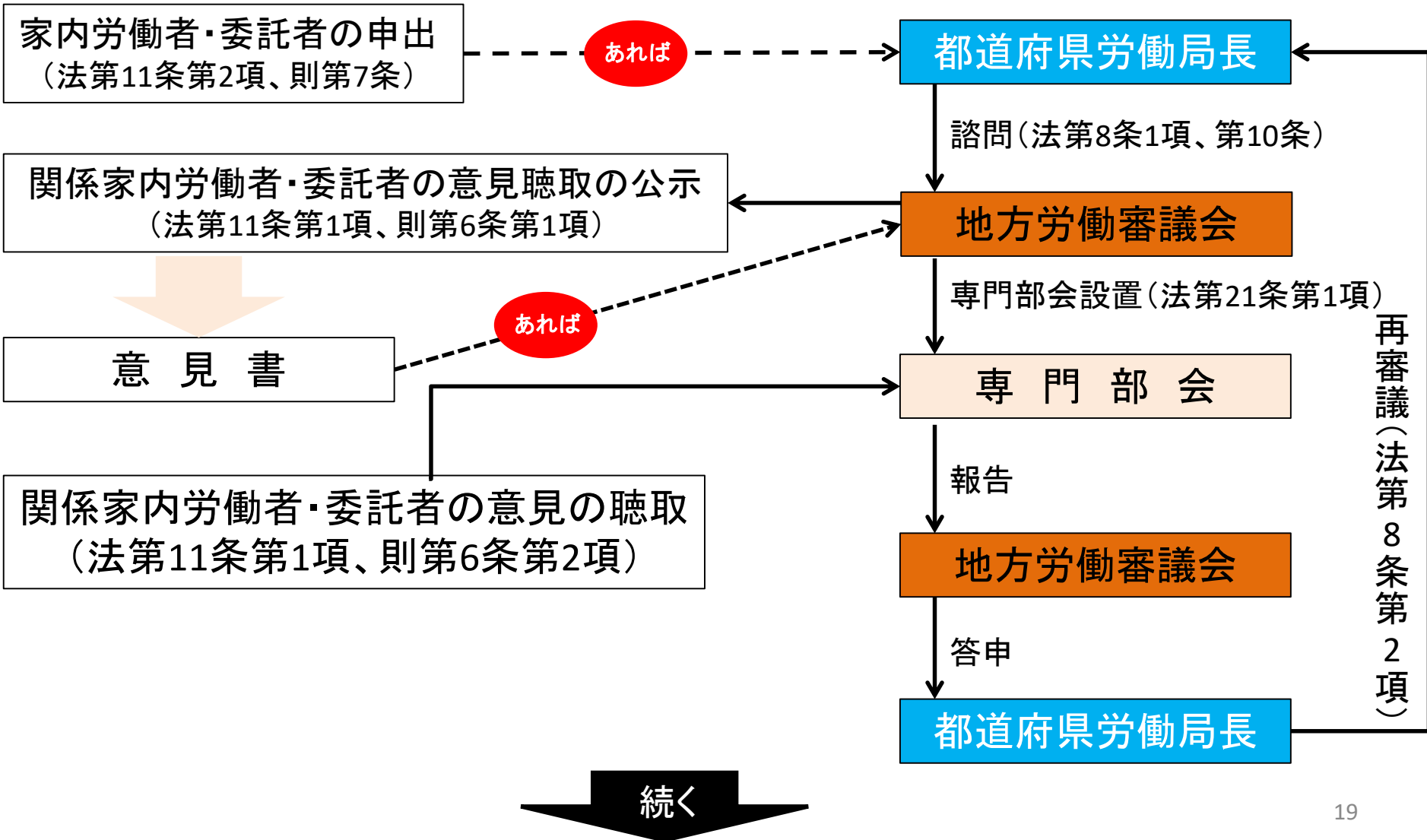
4. 見送り答申

諮問した結果、見送りが妥当との答申がなされたもの。

5. 改正諮問見送り

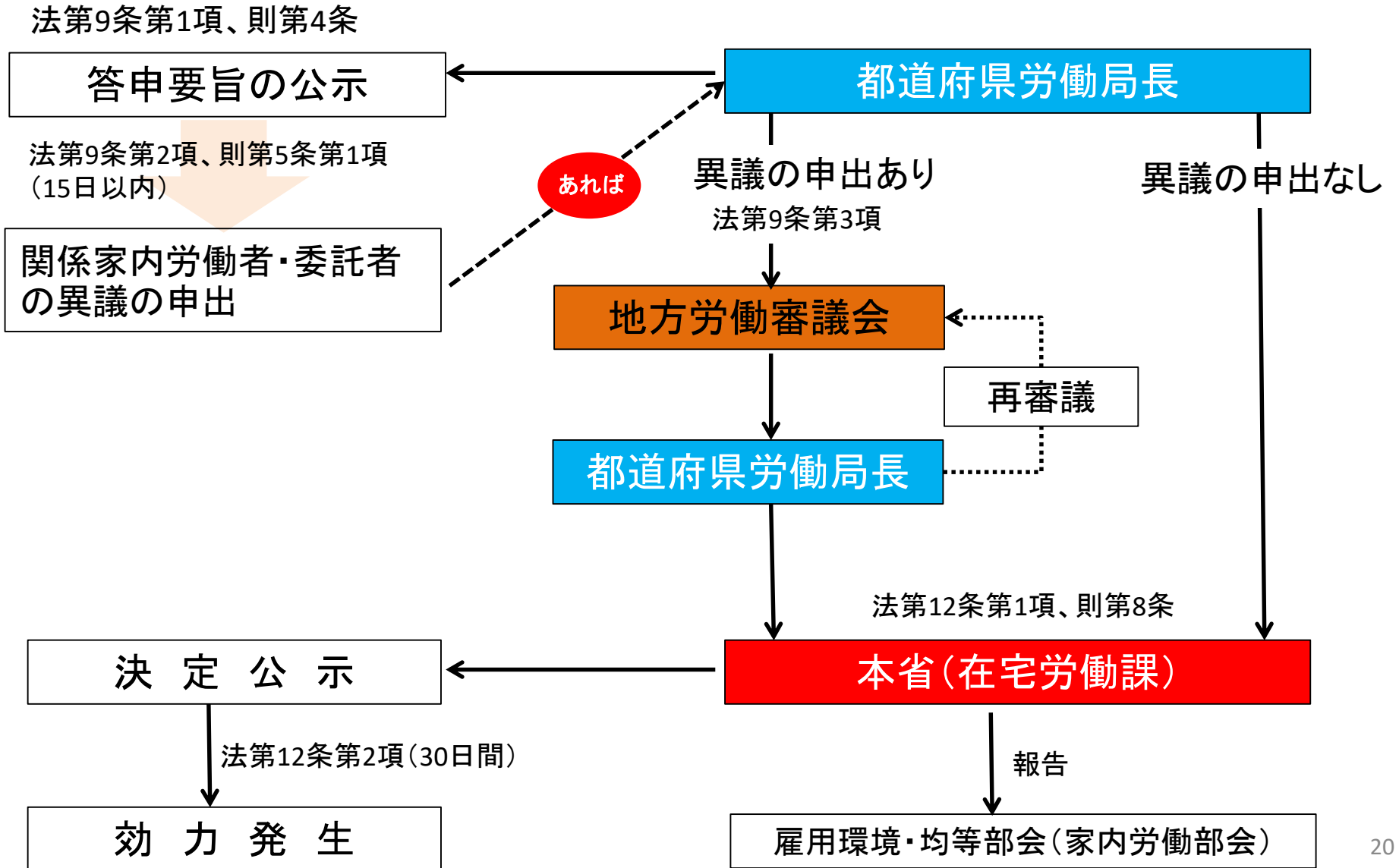
諮問するに先立って、実態調査等の結果を踏まえ、改正を行える状態ではないものと判断した場合に、各委員に説明し、了解を得た上で、諮問を見送るもの。

最低工賃決定の手順①



続く

最低工賃決定の手順②



専門部会について ①

1.組織及び委員の任命

◇専門部会の組織

専門部会は、公益代表、関係家内労働者代表及び関係委託者代表の各同数の委員又は臨時委員によって構成される。

◇設置及び廃止

設置：最低工賃の決定・改正の審議を行う際に設置

廃止：任務終了時に、審議会の議決により廃止（※）

※異議申し出がなかった場合にはその時点で廃止することを諮問時に議決しておく、又はその旨を地方労働審議会に定めておくことによることも可。

専門部会について ②

1. 組織及び委員の任命

◇委員の任命

①公益委員を代表するもの

公益を代表するものについては、少なくとも1人は審議会の公益委員から人選することが望ましい。

②家内労働者及び委託者を代表するもの

審議の対象となる最低工賃が決定された場合に適用を受けることとなる家内労働者又は委託者の意向を代表できる適切な者が選任されるように努めること。

専門部会について ③

2. 専門部会の審議スケジュール

◇ 標準的な審議スケジュール

○ 第1回

部会長・同代理の選出、運営規程の審議・採決、関係法規の説明、当該業種の概要説明、今後の審議の進め方、実態調査の実施等

○ 第2回

実態調査結果の報告、審議、関係者からの意見聴取等

○ 第3回

実地視察結果の報告、適用範囲、金額についての審議、結審

専門部会について ④

3.調査審議における留意点

- ① 実態調査
- ② 実地視察
- ③ 参考人の意見聴取
- ④ 最低工賃額

① 実態調査

調査期日： 諮問前、諮問後いずれでも可

調査数： ・ 審議の基礎資料として信頼にたる結果が得られるように数を確保すること
・ 母集団が100未満の場合は全数を対象とすること

調査対象： 委託者調査のみ実施し、家内労働者調査は必要に応じて補完的に実施することで可

調査事項： 審議対象業種の作業工程ごとの工賃額、作業能率を中心に必要最小限の調査項目とすること
(その他家内労働概況調査、家内労働実態調査等の結果を活用すること)

必ず集計する事項：

- ① 調査対象家内労働者の年齢階級別及び経験年数階級別分布状況
- ② 1か月当たり工賃額階級別家内労働者分布状況
- ③ 品目及び規格(工程)別工賃並びに所要時間等の状況
- ④ 品目別平均工賃額(改正の場合は前回調査結果との比較)
- ⑤ 品目別及び1枚(個)当たりの工賃額階級別委託者数の分布状況
- ⑥ 品目別及び1時間当たり作業量(又は単位品目当たりの所要時間)別家内労働数の分布状況等

① 実態調査

都道府県労働局において、諮問に際し、審議の基礎資料とするため、実施するもの。

※諮問を見送る場合にもその根拠として必要。

② 家内労働概況調査

毎年各労働局において、委託状況届等を基に家内労働者数等の状況を把握するため、10, 11月に都道府県労働局で実施し本省へ報告するもの。

③ 家内労働等実態調査

3年に一回実施する一般統計調査。

都道府県労働局で実施し、本省で集計。委託者及び家内労働者の意識等を詳細に調査。

② 実地視察

委員による実地視察は、審議の対象になっている業務の実態を直接確認するためのものであるから、実施する場合は次の点に留意し効果的に行うこと。

留意点：

- ① 視察地、視察の対象とする業務（作業工程）の選定に当たっては、実態調査の結果、関係家内労働者又は委託者から提出された意見書、委員の意見などを参考にして総合的に判断すること。
- ② 各側委員 1 名以上を含む班編制により実施すること。
- ③ 視察の際に委託者及び家内労働者から聴取する事項は、関係委員と協議の上、あらかじめ準備し整理しておくこと。
- ④ 実地視察結果は、その概要を取りまとめておくこと。

③ 参考人の意見聴取

根拠：家内労働法施行規則第6条第2項

留意点：

- ① 参考人の人選に当たっては、委員の意向を尊重した上で、関係家内労働者又は関係委託者の意見を的確に述べることのできる人を選ぶこと。
- ② できるだけ参考人と事前に打ち合わせを行い、主張内容等を整理しておくこと。
- ③ 参考人への質問事項はあらかじめ各側委員と協議して整理しておくこと。
- ④ 各参考人の意見要旨及びこれに対する委員の質問等の概要を取りまとめておくこと。

④ 最低工賃額

最低工賃額は、その履行を刑事罰をもって強制するものであるため、当該業種に係る工賃の実態及び水準等を十分に検討し、審議した上で決定されるべきものであること。

○ 標準能率

初級熟練者が標準的な作業条件の下で標準的な作業速度を持って作業したときの能率

○ 標準能率の決定方法

- 1 実態調査により、当該最低工賃が適用される家内労働者の作業量分布及び経験年数分布を把握する。
- 2 初級熟練者の範囲を明らかにする。
- 3 初級熟練者が、1で求めた作業量分布において、どの位置に当たるかを見て、初級熟練者の範囲を定めること。

○ 8時間換算額

法第13条第1項に規定する最低賃金との均衡を図るため、最低工賃額の8時間換算額を算出する。